

平成20年2月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成20年2月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成20年2月7日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第40号 「市川市長が管理及び執行する教育に関する事務を定める条例」の制定に伴う教育委員会への意見聴取について
議案第41号 平成19年度2月補正予算について
議案第42号 平成20年度当初予算について
議案第43号 市川市立特別支援学校の部の設置に関する規則の一部改正について
議案第44号 市川市まちかど健康サロンの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第45号 市川市使用料条例の一部改正について
議案第46号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 6 その他
 - (1) 平成19年度児童・生徒学習賞について
 - (2) 平成19年度教育実践記録論文について
 - (3) 平成19年度「新成人の集い」開催結果について
 - (4) 考古博物館 企画展の開催について
 - (5) 監査結果の報告について
 - (6) 学校給食申込書等について
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第40号 「市川市長が管理及び執行する教育に関する事務を定める条例」の制定に伴う教育委員会への意見聴取について
議案第41号 平成19年度2月補正予算について
議案第42号 平成20年度当初予算について

- 議案第 43 号 市川市立特別支援学校の部の設置に関する規則の一部
改正について
- 議案第 44 号 市川市まちかど健康サロンの設置及び管理に関する条
例の制定について
- 議案第 45 号 市川市使用料条例の一部改正について
- 議案第 46 号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例
の一部改正について

2 その他

- (1) 平成 19 年度児童・生徒学習賞について
- (2) 平成 19 年度教育実践記録論文について
- (3) 平成 19 年度「新成人の集い」開催結果について
- (4) 考古博物館 企画展の開催について
- (5) 監査結果の報告について
- (6) 学校給食申込書等について

- 5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
西垣 惇吉

- 6 欠席委員 なし

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部長	田中 庸惠
生涯学習部長	鋒崎 修二	生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一
企画調整課長	福田 明	就学支援課長	松本 辰夫
教育施設課長	渡邊 静男	義務教育課長	古山 弘志
指導課長	高橋 邦夫	保健体育課長	西川 裕二郎
教育センター所長	伊東 秀樹	生涯学習振興課長	齋藤 忠昭
地域教育課長	鈴木 郁夫	青少年育成課長	石井 正夫
公民館センター長	堀切 公雄	中央図書館長	漆原 利一
考古博物館長	堀越 正行	自然博物館長	西 博孝
スポーツ推進課長	賀田 厚彰	スポーツ施設課長	相田 光康

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課長		青木	一雄
教育総務課	主 幹	山田	修一
〃	副主幹	高井	裕美子
〃	副主幹	谷内	弘美

○ 五十嵐委員長

ただ今より、平成 20 年 2 月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、この定例会の会期は本日 1 日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行いたします。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 39 条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、宇田川委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第 40 号 市川市長が管理及び執行する教育に関する事務を定める条例の制定に伴う教育委員会への意見聴取についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 企画調整課長

資料の 1 ページをご覧ください。議案第 40 号 市川市長が管理及び執行する教育に関する事務を定める条例の制定に伴い、市川市議会から教育委員会に対して意見を求めることになっておりますので、その対応について委員会の議決をお願いするものです。提案理由としましては、前回の定例教育委員会では、この条例案が文化とスポーツの職務権限を市長に移す条例になることから、スポーツに関する補助執行を解除する必要性が生じたことから、議決していただいたところであります。今回は、市長がこの条例案を議会に提出するにあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 の第 2 項において、地方公共団体の議会は、当該条例の制定または改廃の議決をする前に、教育委員会の意見を聴かなければならない、と規定されておりますので、市議会からの意見聴取に対して、教育委員会としての見解を述べる必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。なお、市議会からの意見聴取の方法について、庁内の関係する部署で協議を行った結果、文書で回答することになりました。次に資料の 3 ページをご覧ください。前回、ご説明しましたが、市川市長が管理及び執行する教育に関する事務を定める条例案の内容です。この条例案を市長が議会に提案するにあたっての、教育委員会の見解ですが、資料の 2 ページをご覧ください。文書で回答する内容について、見解案を作成しましたので説明させていただきます。文化については、平成 14 年 4 月から市長部局の企画部に事務が移管され、現在は文化国際部の中で文化振興担当、まちかどミュージアム推進担当、東山魁夷記念館の 3 つの課を中心にして、文化施策に取り組んでおり、今後も地域の文化資産を活かしたまちづくりの推進など、市民の文化芸術活動の活性化が期待されるところであります。また、スポーツについては平成 19 年 4 月から市長部局の保健スポーツ部に事務が移管され、スポーツ推進課、スポーツ施設課の 2 つの課でスポーツ施策に取り組んでおります。今後、健康

とスポーツをキーワードにした取り組みを行うことによるWHO健康都市の推進や、福祉、文化、環境など他分野の施策との連携による取り組みも可能になり、スポーツ施策のより一層の充実が期待されます。以上のことから、文化及びスポーツについては、教育という範囲のなかで事業を実施するよりも、市の地域づくりの観点から施策を展開するほうが、より広範な事業展開が期待できるものであり、一層の市民サービスの向上に寄与できるものと考えます。このように見解案としてまとめましたが、近日中に議会から意見聴取の照会文書が届きますので、この内容で議会に対して回答してよろしいか、ご審議の程よろしく申し上げます。

○ **吉岡委員**

市長に職務権限が移った場合には、教育委員会に対して意見は求められないのですか。

○ **企画調整課長**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中では、市長から直接教育委員会に質問及び協議しなさいという内容は入っておりません。そのかわり議会から教育委員会に対して意見を聞きなさいという内容が入っています。

○ **吉岡委員**

文化とスポーツについては、他の市でも市長に職務権限が移る傾向にあるのですか。

○ **企画調整課長**

他の市町村でも文化とスポーツについては、市長部局に移しているところが年々増えてきている状況があります。生涯学習関係を全部、市長部局に移しているところもあります。

○ **五十嵐委員長**

デメリットの意見はなかったのですか。

○ **企画調整課長**

学校のスポーツや文化が市長部局に移ったことによって、停滞するおそれがある可能性としてはあるわけですが、現実的にはそのようなことはおきていないのが現状です。

○ **吉岡委員**

職務権限を市長に移す条例に3年なら3年という期間を附則としてつけることはできないのですか。

○ **企画調整課長**

行政は継続性があるからこそ、安心して市民サービスが受けられるものですので、利用者あるいは子どもにも影響を与え、混乱をきたします。条例を制定した以上は変えられるものではないと考えております。

○ **井関委員**

この委員会というのが、決まってしまったものが出て、承認をいただく会

なのかといつも疑問に思っております。なぜ、この話が1年前に出て、こういう事実が進んでいて、こういう傾向がありますが、それについてのご意見はいかがでしようかとなぜ言ってくださらないのか。そうすれば、その時、言うのですが、既成事実ができていて、今さら我々としては否定しきれません。意見を申し上げる余地がないところで、審議をお願いしますと言われてもどうしようもありません。例えば、今回はこれだけの審議をお願いします。次回、あるいはいずれ出てまいります、こんな案内も行なわれておりますが、これについてのご意見はいかがでしようかという時間がなぜないのでしようか。実際に教育委員会のやるべきことは、その前の方向についての意見を問うていただくことなのではないでしようか。

○ **五十嵐委員長**

スポーツと文化については、以前から色々な形で補助執行の問題とか補助執行についての協議書、そして条例化するというステップを踏んでいると思います。ただ、もう少し事前にお話をいただきたいということです。

○ **企画調整課長**

もう少し早く、市長部局から情報をもらって、決定するまでの過程の中で、情報を提供して、一緒に考えていただければと思います。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第40号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第41号 平成19年度2月補正予算についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **企画調整課長**

資料の4ページをご覧ください。この度、2月補正予算案が確定し、2月市議会定例会に議案を提出するにあたり、教育費について市長に意見を申し出る必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。資料の5ページをご覧ください。内容については、1月の定例教育委員会で各課からの要望状況ということで説明させていただいておりますので、変更になった点等を中心に説明いたします。歳入のうち、第19款、諸収入を除く部分については、前回の説明と変更はありません。変更となりました、第19款、諸収入のコミュニティ助成事業助成金収入については、青少年育成事業として実施している、ジュニアリーダー講習会やわんぱくセミナー事業が助成金の対象事業となったことから、予算計上するものです。この結果、歳入合計では、6,333

万 6,000 円となります。続きまして、6 ページをご覧ください。歳出については、前回、計上していなかった項目として職員の異動等に伴う給与費がありますが、2 項の小学校費から 7 項の社会教育費まで、いずれも不用額が生じる見込みとなったため、減額補正するものです。そのほかの変更はありません。この結果、教育費の歳出全体としては、1 億 7,032 万 8,000 円の減額補正となっています。次の、2 地方債補正については、歳入の第 20 款の市債を減額補正することに伴う、市債の限度額を変更するものです。この 2 月補正予算案がこの定例教育委員会で議決されますと、2 月市議会に上程されることとなります。ご審議の程よろしく申し上げます。

○ **吉岡委員**

要望として、資料に補正前の金額を記入していただきたいと思います。

○ **企画調整課長**

7,000 万円減額になったといいましても、元の金額がわかりませんとなんとも言えないと思いますので、資料は検討させていただきます。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第 41 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 42 号 平成 20 年度当初予算についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **企画調整課長**

資料の 7 ページをご覧ください。この度、平成 20 年度当初予算案が確定し、2 月市議会定例会に議案提出するにあたり、教育費について市長に申し出る必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。内容については、別冊資料になります。はじめに、1 ページをご覧ください。歳入は、市川市の一般会計総額は 1,238 億円、前年度に比べ 58 億円、4.9 パーセントの増となっています。このうち、教育費関係の歳入としましては、15 億 4,250 万 3,000 円、前年度に比べ 4 億 6,421 万 7,000 円、23.1 パーセントの減となっています。続きまして、歳出、第 10 款、教育費におきまして、新年度の当初予算額は、129 億 7,000 万円、前年度に比べ 4 億 3,200 万円、3.2 パーセントの減となっています。続きまして 2 ページをお開きください。教育費の歳入の対前年度の主な増減について説明します。第 12 款の使用料及び手数料が 7.2 パーセント増加しているのは、学童保育クラブの入所児童数の見込みが増となることから、保育料が増となったものです。第 13 款の国庫支出金が 7.5 パー

セント減少しているのは、小学校のアスベスト除去を目的とした天井改修が終了したことから、国からの補助金が減となったものです。第14款の県支出金が42.3パーセント増加しているのは、保育クラブの運営に関する補助要綱が改正され、クラブ数のカウントの仕方や開設日数加算の創設等により、補助金が増額となるものです。第20款の市債が65.0パーセント減少しているのは、特別支援学校の分校整備やアスベスト除去を目的とした天井改修、市債の対象となる曾谷貝塚用地購入などが終了したからです。続いて、3ページをお開きください。教育費の歳出の主な増減について説明します。第1項の教育総務費、第2目の事務局費が1.6パーセント増となっているのは、少人数学習等担当補助教員を増やしたことによるものです。第2項の小学校費、第1目の学校管理費が2.2パーセント減となっているのは、学校事務員や用務員の退職などにより、給料等が減となったことによるものです。第3項の中学校費、第1目の学校管理費が4.3パーセント減となっているのは、須和田の特別支援校校舎の耐震補強工事が終了したからです。第4項の学校給食費が2.1パーセント減となっているのは、新たに2校の調理委託校が増えるものの、給食調理員の退職などにより、給料等が減となったからです。第5項の幼稚園費の5.6パーセント減については、大規模な園舎の改修工事が終了したことから減となったものです。続いて、第7項の社会教育費についてですが、第1目、社会教育総務費3.2パーセントの減については、公民館の館長職を正規職員から再任用職員に変更したことにより、給料等が減となったものです。第2目の文化財費78.8パーセントの減については、史跡曾谷貝塚の用地取得費の減によるものです。第4目、図書館費22.4パーセントの増については、市川駅南口再開発ビルの中に、仮称市川駅南口図書館を平成21年4月にオープン予定しておりますが、これを整備することから、その経費が増となったものです。第8目の少年自然の家費71.9パーセントの減については、継続事業で実施してきたリニューアル工事が終了したものです。第9目、青少年育成費5.9パーセントの増については、保育クラブの増設に伴う関連経費が増となるものです。続いて、4ページをご覧ください。3地方債については、歳入における教育債にかかわる限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めているものです。続きまして、20年度の主要事業の概要について主なものを説明いたします。8ページをご覧ください。1市川市教育振興基本計画策定事業は、市川市における様々な教育課題を解決するために、新たな基本計画を策定するものです。9ページをご覧ください。5私立幼稚園園児補助金については、20年度より、補助単価を3,000円増額し、園児1人あたり年額、3万5,000円にし、保護者の負担軽減を図るものです。12ページをご覧ください。12小学校・中学校トイレ改修事業は、老朽化したトイレを改修し、児童・生徒が明るく清潔に利用できるよう環境改善を行うものです。小学校、中学校各1校を予定しています。13小学校・中学校冷

暖房設備設置事業は、小中学校の全普通教室に設置するエアコンのリース料になります。14 少人数学習等担当補助教員事業は、年次計画で小中学校の補助教員を増やしておりますが、新年度は、小中学校全校に派遣するものです。14 ページをご覧ください。21 学校給食事業は、新たに妙典中と下貝塚中の2校の民間委託化を進めるものです。15 ページをご覧ください。23 ヘルシースクール推進事業では、児童生徒の咬む力や唾液等を検査するための口腔検診を、19年度の3校から20年度は、13校に拡大するものです。20 ページをご覧ください。36 保育クラブ運営事業は、受入定員及び指導員の増員を行い、待機児童の解消を図るとともに、老朽化した施設の環境改善を行うものです。最後に、21 ページをご覧ください。39 図書館運営事業については、平成 21 年 4 月オープン予定の、仮称市川駅南口図書館を市川駅南口再開発ビルの中に整備するものです。以上、教育委員会に係る平成 20 年度当初予算案の概要について、説明させていただきました。この案が定例教育委員会で議決されますと、2 月市議会に上程されることになります。ご審議の程よろしく申し上げます。

○ 宇田川委員

19 年度と 20 年度の児童数の増減はどのくらいありますか。予算が前年度に比べてマイナスになっているわけですがけれども、通常の事業運営上では、プラスですか、マイナスですか

○ 企画調整課長

20 年度は、小学校で 23,359 人、前年度に比べて 300 人の増、中学校は 8,527 人で、200 人の減となっております。毎年、教育費の予算を組む上では、児童・生徒一人当たりの経費はおとさないように組んでおりまして、全体ではマイナスになっておりますけれども、工事が減ったり、用地購入の部分が減ったりしたもので、児童・生徒に係る部分については、経費はおとしていないと思います。

○ 吉岡委員

予算をヒアリングの段階で削られたところはありますか。それと、重点と書いてあるところで、前年度よりも減額になっているところがありますが、理由を教えてください。

○ 教育総務部長

主要事業の中で、予算要求をしたにもかかわらず叶わなかったところは、小学校・中学校・幼稚園当繕事業での減が大きいと思います。他に主要事業の中でマイナスになっているものがあるのですがけれども、対象となる児童・生徒数が減ったことによる減もあります。小学校・中学校トイレ改修事業におきましても、重点的に行ないたかったのですが、厳しい査定になりました。20 年度は、小中各 1 校しか改修は出来ませんが、21 年度については補正もありますので、できるだけ要求していきます。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第 42 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 43 号 市川市立特別支援学校の部の設置に関する規則の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **義務教育課長**

資料 8 ページから 10 ページをご覧ください。提案理由でございますが、平成 19 年 12 月議会におきまして、市川市立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例の議決をしていただき、平成 20 年 4 月 1 日より市川市立特別支援学校の名称が改められるとともに、市川市立稲越小学校に新たに同校の分校が設置されることになりました。これに伴い、本規則で規定します市川市立特別支援学校の名称を改めるとともに、新たに設置することとなった同校の分校に小学部を設置する旨を定めるため、規則の一部改正について、議案として提出するものでございます。規則第 2 条及び別表第 1 に関する主な改正内容についてご説明いたします。市川市立特別支援学校を市川市立須和田の丘支援学校に改め、同校に中学部と高等部を設置する旨を定めるとともに、新たに設置する分校市川市立須和田の丘支援学校稲越校舎に小学部を設置する旨を定めるものでございます。なお、これまでは、本則と別表を使って部の設置を規定しておりましたが、今回、本則第 2 条に表を取り込み、規定させていただきました。また、名称の変更及び小学部の移転による分校の設置については、平成 20 年 4 月 1 日からを予定しておりますので、同日を施行期日とするものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。なお、昨年 12 月 14 日付で、千葉県教育委員会へ市立特別支援学校の新校名の届出とともに、年明け 1 月 16 日付で、当該校の分校設置の認可申請書を提出したことを申し添えさせていただきます。第 43 号議案については以上でございますが、特別支援学級の新規設置進捗状況について報告させていただきます。来年度に百合台小・塩焼小・高谷中・福栄中に新設予定の特別支援学級について、県の正式認可はこれからであります。千葉県教育庁葛南教育事務所より、開設の準備を進めてくださいとの連絡をいただきましたことを併せて報告させていただきます。

○ **五十嵐委員長**

中学校の特別支援学級の大型化が解消されるのですか。

○ **義務教育課長**

いくらかは緩和されるものと思います。まだ足りないということで、北部

の中学校に設置を検討中でございます。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第 43 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 44 号 市川市まちかど健康サロンの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **スポーツ推進課長**

11 ページをご覧ください。まちかど健康サロンについては、スポーツ振興計画の中の重要施策のひとつといたしまして、地域空間の利用活用、まちかど健康サロン、空き店舗などを利用し、買い物通勤通学の途中に気軽に立ち寄り、健康体操や軽スポーツが実施できる施設の整備を進めます。この点に基づいて、設置並びに運用を図っていくところでございます。この施設の場所については、塩浜 4 丁目 2 番 2 棟 101 号室、1 階建てで空店舗を利用したものでございます。所有者は独立法人都市再生機構で、契約期間は 1 年更新で契約をしております。用途といたしましては、健康促進施設としての契約になっております。施設の概要ですが、塩浜ハイタウンの 30 メートル道路沿いにあるものでございます。施設の大きさは、100 平方メートルで、68 平方メートルがリーススペースとして軽スポーツが楽しめるようになっております。その中に市川で初めてクライミングホールを設置いたしました。この施設については、指導講習を受けて、指導者の下で実施することになっております。また、下には 15 センチのマットを置いて、安全性の高い中での練習でございます。また、通常のジムとは異なっておりまして、気軽に身近に楽しんでスポーツができる空間ということで、トレーニング機器等については設置をしておりません。現状ですが、平成 19 年 11 月 15 日に借り受け、工事を行い、プレオープンいたしました。プレオープンに伴って、総合型地域スポーツクラブ塩浜と共同で、健康づくり事業に着手してきたものでございます。内容としましては、健康体操や親子体操など気軽に体操ができるもの地域住民の要望の高い合唱についても健康づくりに役立つのではないかとということで、始めております。地域住民との協議により、どのようにこの施設を使っていくのかというためのワークショップを立ち上げ、現在まで検討し、まとまったものですから、今回、条例として提案をさせていただくものです。今年度に入りましてからは、調整会議、庁議を踏まえた上で、教育委員会に提出をさせていただくものです。こちらで行なった主な事業でございますが、体操教室、健康相談及び健康教室、地域ケアハウスの相談も行な

っております。また、交流の場としまして、子どもから高齢者までが気軽に立ち寄れる空間として利用していきたいと考えております。10人程度が座れる椅子とテーブルを用意しまして、近隣の方々が気軽に立ち寄って話ができる空間を作っております。また、そこから地域の情報の発信も行っていきたいと考えております。今後の予定でございますが、スポーツ振興計画の中で、市川市内を4つのゾーンに分けて、スポーツ施設関連の整備充実を図っていくことになっておりますので、まちかど健康サロンも展開をしていきたいと考えております。塩浜の健康サロンについては、第1号になります。設置場所については、駅近は民間施設ができておりますので、駅から離れた場所の設置を考えております。続きまして、条例案の説明に入らせていただきます。12ページをご覧ください。第1条の設置については、市民の心身の健康の保持及び増進並びに市民相互の交流の促進を図ることを目的として、健康サロンの設置をしていきたいと考えております。第2条の名称及び位置については、市川市塩浜まちかど健康サロン、これは条例上の名称でございますが、現在アンケート等を取りまして、愛称については募集をしております。第3条については、住民と共同で進めてまいりました作業の中で出てきたものを事業として明確化したものでございます。心身の健康の保持、増進に関する機会に供すること、2点目としましては、相互交流に関すること、これを目的として事業の展開を行っていききたいと考えております。第4条でございますが、健康サロンを使用することができるもので、本市に住所を有し、勤務し、また、通学する者及びこれらの者で構成される団体とする。ただし、市長が適当と認めるものはこの限りでない。第5条の手続きは、個人と団体で分けております。第1項については、個人の規定で、個人利用を基本と考えており、受付で名前を書いて入っていただくこととなります。団体利用について規制をするものではございませんが、事前調整をする必要があることから、許可制にしていきたいと考えております。第5条第3項については、使用する前の不適合事項の制限でございます。第6条については、個人利用がほとんどでございますので、使用料については、無料となります。第7条の開所時間、休所日については、塩浜体育館が管理することとなりますので、塩浜体育館の管理時間に合わせたものとなっております。最後に第10条ですが、使用する方々の常識的な事項であります。今後はこの条例に基づきまして、制定されましたら、4月1日より正式な稼動となります。

○ 吉岡委員

便利が良いところは民間で行なっているから、不便なところに設置するということですけども、この種のことは民間でよく行なっています。使用料を無料にすることは、民間の活性化を害するものではないかと思えます。民間との兼ね合いもありますし、無料にする根拠は何でしょうか。

○ **スポーツ推進課長**

民間については、便利の良いところが多く競合しないということと、地域の中での空店舗対策のひとつとした中で、地域住民との地域コミュニティとしての場所の活用も考えて、多目的なものとしての施設を考えてきたものです。また、自由に使える子ども館と同じイメージとして考えておきまして、健康をキーワードにして自由に気軽に使える施設を作っていきたいということで、個人利用とともに無料にしていきたいと考えたものです。使用料金を取る場合に、この施設が小さいものですから、料金を取りづらいことも事実でございます。

○ **西垣委員**

これから、他にもっと面積が多きな施設を設置するときも無料の予定ですか。

○ **スポーツ推進課長**

これが何部屋もある施設ですと、貸館になりますので、違う性格がでてきます。

○ **西垣委員**

管理人はいるのですか。

○ **スポーツ推進課長**

塩浜体育館から1名が勤務します。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第44号を採決いたします。ご異議はございませんか

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第45号 市川市使用料条例の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **スポーツ施設課長**

市川市使用料条例の改正については、20年2月の市議会定例会に議案提出いたしますので、本日、議決をいただきたいものです。国府台、塩浜、信篤体育館の3つについて、今まで使っていた区分別、例えば国府台の場合ですと全面の使用と半面の使用、広さとしましては、前面の使用ですとバレーボールコート4面がとれます。現在は、半面の使用で使っていることになっております。信篤ですとバレーボールコート2面が全面で、それのみの使用となっております。塩浜は国府台と同じで、全面または半面で使っていることになっておりますが、昨今はスポーツに対する関心も広がっておりまして、体育館の稼働率も85パーセントから90パーセントとなっております。

その中でできるだけ新たなスポーツ施設を作って欲しいという要望はあるのですが、既存の施設の有効活用ということで、現在の全面と2分の1の区分に加えまして、4分の1と4分の3の区分を作りました。その区分に伴って、使用料条例に4分の1と4分の3の金額を入れました。これによって、利便性の向上と利用機会の拡大を図りたいと考えたものです。具体的には、17ページにあります4分の1と4分の3の区分を加えたもので、金額については4分の3使用が全面使用の75パーセント、4分の1使用が全面使用の25パーセントとわかりやすい金額になっております。使用にあたりましては、電気等についても4分の1をつけることができますので、使用にあたってご不便をかけることは少ないかと思っております。次にもうひとつの内容の改正になります。市民プールですが、今まで市民プールにごございますコインロッカーについては、100円のお金を入れますと戻ってこない仕様になっておりました。これは、市民プールができました昭和57年当時、4、5人の家族で使っていただくこと的前提と近隣市も100円でやっていることがございました。ここへきて利便性が低いこと等、市民の要望が高かったこと、また、市内の体育館や公営のプールなどを含めまして、着替えの部屋、シャワー室、ロッカーについては全て無料になっております。プールだけ料金がかかっておりますので、今回廃止するものです。その分を使用料に上乗せすることを検討しないのかという意見もでるかと思っておりますが、使用料条例の内容からしますと、計算した結果、10円以下になりますので、切捨てとなっておりますことから、現行の使用料のままにしていきたいと考えております。100円を廃止することによりまして、利用率の緩和ということから、プールサイドに荷物を持ち込む方が減るとか、貴重品盗難の防止になる等の効果がございまして、提案させていただきます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第45号を採決いたします。ご異議はございませんか

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、追加議案が1件提出されております。議案第46号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **青少年育成課長**

追加資料の1ページから3ページになります。今回の改正は、平成19年度に待機児童の解消を目的に作成しました整備計画に基づき、富美浜小学校及び大野小学校保育クラブにおいて、保育クラブの専用教室を増設し定員を増

員し、また、西部公民館内にあります保育クラブについては、施設利用の利便性の向上と通所における児童の安全を確保するために、中国分小学校へ移設することに伴い、保育クラブの名称、位置及び定員を改めることから提案させていただいたものです。その改正内容であります。富美浜小学校放課後保育クラブについては、年々利用者が増加しており、利用者を学校内と地域ふれあい館内の保育クラブで受入れを行なっておりますが、今回、既存の保育クラブ室の隣室を保育クラブ室として借用することができましたことから、1教室から2教室に増設いたします。なお、地域ふれあい館内の保育クラブについては、学校内の保育クラブだけでは全ての受入れが困難なため、引き続き運営をしてまいります。次に、大野小学校放課後保育クラブについては、現在、保育クラブ専用教室の他に、待機児童を解消するため、学校のゆとり教室を保育クラブ室と共同利用させていただき、運営を行なっております。現在、大野小学校では児童数の増加に対応するため、校舎の増築工事を進めており、そのうちの1教室を保育クラブ専用教室に借用し、ゆとり教室の共同利用を解消することにしております。つきましては、資料3ページの条例第2条の別表中の富美浜小学校放課後保育クラブでは、40名の定員を80名とし、また、大野小学校放課後保育クラブでは、60名の定員を100名とする改正を行なうものです。次に、西部公民館放課後保育クラブについては、市内39小学校の内、唯一小学校内に保育クラブが設置されていない中国分小学校におきまして、現在、学校敷地内に軽量鉄骨造り2階建ての保育クラブ専用施設の建設を進めており、4月1日に西部公民館から中国分小学校へ移設することにしております。つきましては、名称を西部公民館放課後保育クラブから中国分小学校放課後保育クラブに変更し、位置については、中国分小学校の所在地に、定員については、30名から80名に増やす改正を行なうものであります。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第46号を採決いたします。ご異議はございませんか

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)平成19年度児童・生徒学習賞について説明してください。

○ **指導課長**

資料の27、28ページになります。学習賞は市川市内における小・中・特別支援学校の教育成果として全国・関東規模・全県規模の行事に参加し、優秀な成績を収めた児童・生徒を表彰し、本市教育活動の振興に寄与することを

目的としています。本年度は、個人受賞者 16 件、団体受賞 11 件の計 27 件の受賞となりました。2 月 18 日に開会する 2 月定例市議会の日には市川市議会議場において、市長に表彰していただくことになっております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

今年度の特徴はありますか。

○ **指導課長**

市内の小中学校では、読書感想文に取り組んでおりまして、県の審査でも他市町村に比べると市川市が全国に進む割合が高く、約 40 パーセントほど出場しております。全国学力状況調査の小中学校の読解のところとも関係してくるかと思えますけれども、個人では小中学校 6 年生で 5 回、入賞しているお子さんがいます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(2)平成 19 年度教育実践記録論文について説明してください。

○ **教育センター所長**

この事業は、昭和 54 年度から始まりまして、今回で 29 回目を迎えました。趣旨は資料に書いてあるとおりでありますが、本年度は一般部門に 10 編、経験 5 年以下の部門に 6 編の応募がございました。本年度の特徴は様々な教科にわたって応募があったこと。特に若い人達の中で、思考力を育てるといった観点に立った報告があったこと、また、保護者や地域を巻き込むなどの実践も見られておりまして、いずれも市川らしさのひとつであると思っています。表彰式は先日行なわれましたが、その際に審査委員長からの講評の中で、特に上げられたのが、課題意識を明確にした報告があったこと、2、3 年かけての長期の取り組みが見られたこと、対照的に一単元じっくりと取り組んだ報告が見られたこと。昨年度の審査員の指導の中に、このようなものがあっても良いのではないかという指導がありました。それを見て今年度、早速、一単元じっくり取り組んだ報告が出されました。その他にひとりの子どもに焦点を当てた実践もありました。いずれにしても、子どもたちの実際の姿が見えてくる報告が目立ったことと子どもたちの変容、育ちが具体的に提示されている報告が多かったことのご指導をいただきました。来年度は第 30 回の区切りの年になりますので、さらに多くの先生方からの積極的な応募を働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

幼稚園から出てこないのは残念です。

○ **教育センター所長**

前年度も同じご指摘をいただきまして、幼稚園長に声かけはしたのですが、応募がなかったというのが実状でございまして、ひとつ出れば気軽に応募で

きるのではないかと思いますので、次回は焦点を当ててみたいと思っています。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(3)平成19年度新成人の集いの開催結果について説明してください。

○ **生涯学習振興課長**

資料の31ページ32ページをご覧ください。先月、1月14日に市川市文化会館にて開催しました、新成人の集いは、受付者2,432名でございました。受付率は57.6パーセントで、昨年度に比べ、人数にして210名、比率にして3.3パーセントの減となっております。各会場別では、昨年度と同等、若しくは昨年以上に盛況だった会場もありました。大ホール式典会場では、1、2階席にも入り切れない新成人が見受けられましたし、地下1階のビデオレター会場では、10時の開場から終了時間まで、常時、新成人が集まる場になりました。恩師、先生へのメッセージカードは、99通で、昨年度の103通を僅かながら下回りましたが、式典に続く盛況な会場になりました。次に、特記事項でございますが、1つ目の学生ボランティアの内訳は、高校生2名、大学生1名でございます。2つ目の式典会場の大ホールは、1階席、2階席とも満席でございました。3つ目の昨年度から実施しております住基カード普及キャンペーンについては、記載のとおりでございます。4つ目の成人式開催日についてのアンケート実施結果でございますが、受付した人の62.4パーセントが祝日開催を希望する結果となりましたので、次年度も、今回と同様に祝日に開催したい考えでおります。ただ、受付時の混雑した状況や、これから新成人を迎える方、そのご家族のニーズは捉えていない状況ですので、今後もeモニター制度を活用して、開催日について検討してまいります。次に、今回の行事についての今後の反省又は検討する点でございますが、大ホール式典会場で酒を飲んでいる新成人1名がステージに登ろうとしました。案内状や会館の入り口には、注意表示をしておりますが、会館及びホールの入り口の段階で飲酒している者を排除できるような警備体制を取る必要があると思っております。また、市長からは、行事をさらに盛り上げる、インパクトのある内容にするように指示を受けております。次回に向けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ **西垣委員長**

飲酒の禁止については、パンフレット等を書いてあるわけですね。

○ **生涯学習振興課長**

案内状にもありますし、会館の入口にも貼っております。

○ **生涯学習部長**

反省会の中で色々議論をさせていただきましたけれども、反省を十分踏まえまして、予算も付けていただきましたので、インパクトのあるものを行な

っていきたいと考えております。飲酒の事に関しましても、一部の人のために大半の方が気分を害しますので、入り口で止めることを徹底していきたいと思います。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(4)考古博物館企画展の開催について説明してください。

○ **考古博物館長**

資料の 33 ページをご覧ください。考古博物館の平成 19 年度の企画展といたしまして、市川市の縄文貝塚というタイトルで、2月2日から5月11日までの予定で歴史博物館の2階の特別展示室を会場として、企画展を開催しております。市川市には、国の史跡であります堀之内貝塚、曾谷貝塚、姥山貝塚をはじめとして、大小54ヵ所の縄文時代の貝塚が確認されております。全国で一番多い県が千葉県なのですが、その7.7パーセント、全国の2.3パーセントに相当します。この貝塚群は、市川市のみならず日本の歴史を知る上で欠かすことのできない、特色ある市川市の歴史遺産のひとつといえるかと思えます。市川市の縄文貝塚については、昭和38年に当時の社会教育課が市民会館で開催したことがあります。45年ぶりに開催することになります。改めて、縄文時代の貝塚について、概観し直すとともに、特に当時の海の様子、縄文人骨の情報である身体的特徴・食性・病変、科学的な年代測定を体系的にして、さまざまな角度で分析・研究した最新の成果を展示・解説することにより、市民の理解をさらに深めていただくことを目的として開催しております。展示構成としては、15のコーナーに分けて展示をしております。展示資料は260点位で、骨とか貝殻は到底数え切れない位並んでおりまして、満足していただける数が展示されていると思います。関連行事といたしましては、記念講演会、研究発表会、貝塚見学会、展示説明会をそれぞれの日程で開催を予定しております。会期中ご覧いただければ幸いです。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に追加で、(5)監査結果の報告について説明してください。

○ **生涯学習部次長**

資料は、その他(5)の平成20年2月5日付けで、市川市監査委員から市川市教育委員会に提出のあった、監査結果の報告についてになります。この監査結果の報告は、地方自治法第199条第4項及び第2項の規定により平成19年度第4期定期監査及び行政監査として実施した監査の、結果報告を同条第9項の規定により提出するというものです。また、同じ第9項の規定により、この報告は、広報いちかわの3月1日号に掲載されることになっております。

今回の監査報告の内容については、1. 監査の対象は、生涯学習部の記載されております7か所で、各課が所管する、長野県の菅平高原いちかわ村、15か所の公民館や分館、少年自然の家、少年センター、行徳・信篤・南行徳図書館、平田図書館、43か所の放課後保育クラブなども対象に含まれ、監査が行われました。監査の実施期間は、平成19年11月1日から平成20年1月28日までの期間で、監査の範囲は、平成19年度の事務事業、実際には、4月1日から9月30日までに行った所管事務の内容及び財務に関する事務事業について、経理事務、契約事務及び財産管理事務は適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係書類や関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要に応じて所管課のほか、少年自然の家や少年センターなどの現地調査を実施したというものです。監査の結果ですが、自然博物館を除く6カ所で、日付の記載漏れ等、指摘事項には至らない、細かな指導はありましたが、所管する事務事業は、その目的に沿って執行されており、適正なものとして認められたものです。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に追加で、(6)学校給食申込書等について説明してください。

○ **保健体育課長**

追加資料の6ページ、7ページをご覧ください。新聞、テレビ等で市川市学校給食の申込書を保護者に求め、契約制で給食を提供するという報道がされております。これについての経緯は、平成17年度に給食費未納問題について、社会問題になっておりました、残念ながら本市においても一部の家庭で未納状況があります。この問題については、小中特別支援学校校長会と改善策について検討してまいりました。校長会の協議の中でも、未納の家庭に対しては、督促状とか担任による家庭訪問等によつての納入のお願いをしてきたところでございますが、思うような改善がなされないということで、各学校の校長はじめ担任のかなりの負担になっていることがわかりましたので、教育委員会としましては、改善策として今回の給食申込書を各家庭から提出いただくことに踏み切ったわけでございます。今後、未納が増えてまいりますと、給食内容の物的、質的低下が余儀なくされるわけですが、そのような事態を解決するためにも、給食実施者であります教育委員会が食の安全を第一とすることの確認と保護者への導入責任の意思確認をするということもひとつとしまして、教育委員会からの給食の現状を調べる文章と各学校から保護者への学校給食申込書の提出をお願いする文章を1月の下旬に校長会に諮りまして、2月に各校長にメール発信をさせていただきました。それぞれの学校で時期に応じて配布することになりますが、すでに2月4日か

ら一部の小学校については配布しております。配布されました保護者の中に新聞記者の方がいらっしゃいまして、東京新聞が2月6日に報道をしたものです。その後、各メディア等が取材にまいりまして、新聞、テレビ等で報道がなされているところでございます。また、学校給食の提供については、安全でおいしい給食を第一と考えて運営してまいりましたけれども、今回の国外食材の使用についても、かねてから懸念される問題として危惧していた矢先のことでした。中国製の冷凍餃子の毒物中毒事件ですけれども、市川市で被害が出たということで、実際に本市の小学生が被害者となっております。報道によりますと、十分回復してきたということで、胸をなでおろしているところでございます。教育委員会としましても、この事件後、次の日に早速、納入業者に対し、使用状況を調査しました結果、本市の学校給食について取扱いはないという確認をとることができました。翌日、各家庭へ教育委員会から取り扱いがないという旨の通知をさせていただきました。この学校給食申込書については、現在、賛否両論でございまして、完全に配布していないところがあります。それぞれの新入生説明会の折に保護者にお渡ししていることもありまして、2月中には各学校で説明があると思います。今のところ市川市内の反響はありませんが、全国に一石を投じたということで、全国から大津波が返ってきているのが状況でございまして。今後、教育委員会としましては、校長会と協議しながら、お願いの文にも記載してありますが、お困りごとや心配事等がありましたら、遠慮なく学校及び担任にご相談くださいとあるように、就学支援制度がございまして、万が一知らないご家庭の方がいらっしゃった場合には、制度をお話しながら進めてまいりたいと思っております。また、県内の天洋食品製造の冷凍食品の使用状況ですが、未納額の多い市町村が天洋食品製造の材料を使っていたことがわかりました。そういったことから、未納問題については、食の安全を第一に考えて対応していきたいと思っております。最後に、市川市は給食業務については委託化を進めているわけですけれども、妙典中学校と下貝塚中学校が20年度より委託校になります。進捗状況については、組合との合意も得ましたので、調理員に周知いたしまして、2月1日に入札をいたしました。妙典中学校については、これまで稲越小学校、信篤小学校で実績のある日京クリエイトが落札いたしました。下貝塚中学校においては、市内での業務は始めてですが、松戸市、船橋市で実績があり、市役所の食堂業務を行なっている業者が落札をしております。今後、一層安全な給食を提供していきたいということで、併せて委託化を進めていきたいと思っております。以上でございまして。

○ 井関委員

保護者や学校からの直接の反応はありましたか。

○ **保健体育課長**

市内からは、人権はどうなるのかということ、また、市外からはがんばってくださいという声をいただいております。千葉県で給食申込制を行なっているのは館山と山武郡ですが、県内の各市から文章を参考にしたいので送って欲しいとの問い合わせがありました。この問題については、なかなか足を踏み入れることのできない状況が各自治体にあるのではないかと感じております。

○ **井関委員**

態度だけは毅然として、なおかつ、どうやって救えるか、どうやって相談に応ずるか、それだけきちんと全員が一致して行っていただきたいと思えます。担当でなくても、どこかでそういう質問があると思うのです。万全の救済策は講ずるつもりですとはっきり言えればいいと思えます。

○ **保健体育課長**

修学旅行や校外学習については、参加しますか、参加しませんかという調査を取るのですけれども、給食は入学すると付いてくるという意識があって、やはり給食は、申込を取って、教育委員会が安全な給食を提供するという責任とそれを受ける保護者の納入責任を確認するためにも必要ではないかと思えます。

○ **吉岡委員**

昔は栄養状態が悪く、学校で栄養を補給するという意味合いがあって、その頃であれば、このようなことは許されないのですが、今の学校給食というのは、手作りのものを食べさせるなどの目的があり、学校給食に対する考え方が色々あるので、理論をきちんと持って説明しないといけないと思えます。

○ **井関委員**

そういう点に関しては、これが必ずしも最終的な解決策だとは思っておりません。色々なご意見をいただきながら、将来も考えていきますということは必要だと思います。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。それでは、これをもちまして平成 20 年 2 月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後 4 時 24 分閉会)